

# 孺恋村モータースポーツ推進機構会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、孺恋村モータースポーツ推進機構（以下「推進機構」という）と称する。

(目的)

第2条 この会は、「モータースポーツ発祥の地」として各種事業活動を通じて、交通関係法令を遵守して騒音対策を図り、健全なモータースポーツの発展と安全運転技術・モラルの普及や向上に積極的に取り組むとともに、環境問題にも取り組み「モータースポーツ発祥の地孺恋村」より新たなモータースポーツのあり方を提示し、地域の活性化や振興と交通安全社会の形成に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

交通安全の推進を図る活動

文化、スポーツの推進を図る活動

③環境保全を図る活動

2 上記活動に係わる主な事業

孺恋村および村有地でのモータースポーツ活動の開催に係わる事業

②モータースポーツ活動における環境保全を行う事業

③モータースポーツ活動を通じて、村づくりや地域の交通安全活動を推進するための事業

(構成)

第4条 推進機構は本会の趣旨に賛同するモータースポーツ関係活動団体及び企業と孺恋村観光協会、孺恋村商工会、孺恋村により構成する。

(事務局)

第5条 この会の事務局を孺恋村役場観光商工課内に置き、総務課及び企画財政課、建設課職員を事務局に加える。

## 第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長1名、副会長2名。

(2) 役員は総会において選任する。

2 必用に応じて本会に顧問及び相談役を置く事ができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を召集して議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故在るときは、その職務を代理する。

(3) 事務局は、本会の運営及び活動に伴う事務を担当する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任することができる。

### 第3章 会議

(総会)

第9条 全会員で構成される総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は次の事項を協議決定する。

(1) 本会の事業計画に関すること。

(2) 本会の事業報告に関すること。

(3) 協議会の会長、副会長を選任すること。

(4) 会則の制定及び改廃に関すること。

(5) その他本会に関する基本的な事項及び重要事項を決定すること。

(定足数等)

第10条 総会は、構成員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がない時は会議の長に委任したものとみなす。

### 第4章 その他

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必用な規則等に関しては総会により別に定める。

付則

この会則は平成21年4月28日から施行する。